

山縣市外の施設を利用中の保護者の皆さまへ

私立幼稚園副食費の補助について

幼稚園に支払った給食費のうち、副食費（おかず等材料費相当分）について、次の対象者に該当する方は補助を受けることができます。

補助を受けるには、市へ申請が必要となりますので、申請手続きをお願いします。
なお、明らかに対象者に該当しない場合は、申請不要です。

◎対象者

次のいずれかに該当する園児

- ・同一世帯の市町村民税所得割額の合算額が、77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児
- ・第3子以降（小学校3年生修了前の最長子を第1子と数えて、3人目以降）の園児
- ・生活保護世帯や里親委託されている園児

※4月～8月分までの副食費補助を受ける場合は、前年所得割額で判定します。

※9月～翌年3月分までの副食費補助を受ける場合は、当該年度所得割額で判定します。

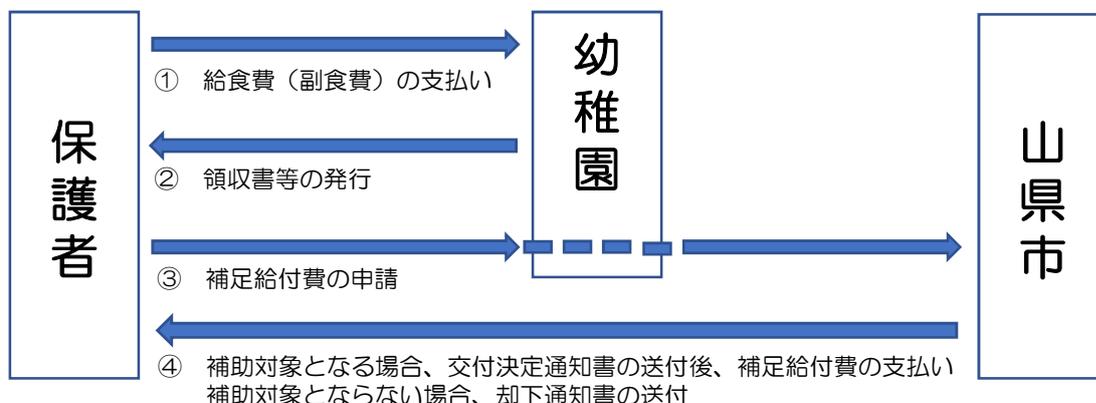
◎補助上限額

月額4,800円を上限に補助

※ 月額上限額と、実際に支払った額を比較し低い方の額を補助します。

◎手続きの流れ

これまでどおり、幼稚園に給食費（副食費分）を支払った後、市に申請が必要です。幼稚園が発行した領収書等を添付して、申請書類を幼稚園を通じて市へ提出していただきます。提出された書類を審査し、市から保護者へ給付します。



◎手続の時期

年2回を予定（1回目 4～8月分、2回目 9月～3月分）

※ 申請案内は、手続き時期に合わせて各幼稚園を通じて配布します。

☆第3子以降の園児の数え方☆

小学校3年生修了前の最長子を第1子としてカウントします。

例1)

小学2年生 5歳児(年長) 3歳児(年少)



第1子



第2子



第3子

例2)

小学5年生 小学3年生 小学1年生 4歳児(年中)



第1子



第2子



第3子

上記例の、第3子以降が対象となります。